

十月から障害者自立支援法が 全面施行になります

四月一日に施行されました障害者自立支援法が十月から全面施行になります。
サービスの種類が変わります

(一)居宅サービス
障害種別ごとのサービスを一元化し、新体系に移行します。

居宅介護・重度訪問介護・行動援護・生活介護・療養介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援・児童デイサービス・短期入所・重度障害者等包括支援・共同生活介護・共同生活援助

(二)施設サービス
障害種別ごとに分立した三三種類の既存施設を六つの日中活動に再編します。(概ね五年程度かけて再編)

◆日中活動の場
療養介護(医療型)・生活介護(福祉型)・自立訓練(機能訓練・生活訓練)・就労移行支援・就労継続支援・地域活動支援センター

◆住まいの場
障害者支援施設の施設入所支援または共同生活援助・共同生活介護

地域生活支援事業が始まります

介護給付や訓練等給付などの障害福祉サービスとは別に地域での生活を支える事業を実施します。(※)

◆相談支援事業
さまざまな相談に応じます。

◆移動支援事業

外出時の円滑な移動を支援します。(介護給付の対象にならないケースを対象にします。)

◆日常生活用具給付等事業

補装具以外の機器で、日常生活を便利あるいは容易にするものの給付などをを行います。

◆コミュニケーション支援事業

手話通訳を派遣する事業などを行います。

◆地域活動支援センター機能強化事業

創作的活動や生産活動、社会との交流促進など多様な活動の場を設けます。

※掲載している事業は一例です。また、事業によって十月から実施するものと段階的に実施するものがあります。

補装具の制度が変わります

これまでの現物給付から、補装具費(購入費、修理費)の支給に変わります。利用者負担についても定率負担となり、原則一割を利用者が負担することになります。ただし、所得に応じて一定の負担上限が設定されます。

障害福祉計画を策定します

障害者基本法や「かながわの障害福祉グラウンドデザイン」の理念を踏まえつつ、障害福祉サービスにかかる数値目標を設定し計画的な施策の推進を図ります。(今年度中に策定予定)

問合せ 福祉課 ☎内線二三六・二三五

精神・結核医療付加金

十月一日から廃止になります

町国民健康保険では、加入者が「結核予防法」や「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づく公費負担医療の適用となった場合、自己負担分を精神・結核医療付加として助成しておりましたが、他の健康保険との自己負担割合に格差がなくなった等の理由により九月三〇日をもってこの助成制度を廃止しました。

現在お使いの、国民健康保険被保険者証を左記のとおり修正してください。

問合せ 町民課 ☎内線二一八

平成十七年度 葉山歌壇俳壇入賞者発表

平成十七年度広報はやま「葉山歌壇俳壇」年間優秀作品が、年間応募数短歌二〇四人・俳句二〇七人、短歌六一六首・俳句六一四句の中から選定され、次の皆さんが入選しました。おめでとうございます。

入賞者(敬称略)

■短歌の部

- 第一席 近藤 糺
手を重ね温さかよへば安らぐを
老いし二人の愛と言はむか
- 第二席 中川 弘子
夏芽伸び剪定気遣い夫の言う
山鳩の子の巣立ちを待とう
- 第三席 金井 比佐
桜貝と思ひて腰を屈めみる
引潮の涙のさくら花びら

■俳句の部

- 第一席 川崎 虎康
馬酔木咲く湘子帰らぬ人となり
- 第二席 多羅 空竹
死ぬるまで叩きつづけよ鉦叩
- 第三席 新井かね子
病む人に言葉を選ぶ薄暑かな

国民健康保険 被保険者証

有効期限 平成19年9月30日

記号 51
氏名 国保
生年月日 昭和00年
世帯主氏名 国保太郎
住所 葉山町堀内2135番地

取得年月日 平成00年00月00日
交付年月日 平成00年00月00日
保険者番号 140517
保険者名 葉山町

三浦郡
葉山町
印

このように線で消してください

自己負担金が免除される者
・結核予防法第34、35条又は
・精神保健及び精神障害者福祉
に関する法律第29条、29条の
2、32条の適用を受ける医療者。
・障害者で㊟の表示がある者。
(神奈川県内に限る)